

増加スルノ目的ニアラサル以上ハ兩帝國  
政府ニ於テ新ニ兵員ヲ配置運送ス  
ルコトヲ妨ケサルモノトス

第四條 海上ニ於ケル兵員軍需及其  
他一切戰時禁制品ノ運送ハ戰時常規  
ニ依リ捕獲セラルルコトアルヘキモノトス

第五條 日清兩帝國政府ハ本定約調  
印ノ日ヨリ二十一日間ヲ限り休戦ヲ實行  
スルモノトス尤モ兩國軍隊ノ屯駐スル場  
所ニシテ電信ノ通セサル所ハ敏速ノ方

法ヲ以テ休戦ノ命令ヲ發スヘシ而シテ  
兩國軍隊司令官ニテ右命令ヲ受ケ  
タル時ハ互ニ相其ノ趣ヲ通知シ休戦ノ措  
置ヲナスヘキモノトス

第六條 本定約ハ別ニ互ニ通知ヲ要  
セズ明治二十八年四月二十日即ケ先  
緒二十一年三月二十六日ノ正午ニ於テ  
終了スヘシ而シテ若シ右期限内ニ於  
テ媾和談判不調ナル時ハ本定約ハ同  
時ニ終了スルモノトス